CLIENT

October

2026.10　No.407

税務トピックス

2026 年 10 月から変わる！
インボイス制度における「7・5・3 割控除」の見直し　Dental　Medical　P1

税務トピックス

KSK2 導入で高まる申告データの整合性
～医療機関が押さえておきたいポイント～　Dental　Medical　P2

弊法人からの連絡事項

贈与と譲渡について
～10 月 16 日（金）18 時までにご回答ください～　Dental　Medical　P3

弊法人からの連絡事項

2026年分確定申告資料の送付先変更についてのご案内
- 個人歯科医院・クリニックの院長先生の配偶者・ご親族および医療法人関係者様 -　Dental　Medical　P4

弊法人からの連絡事項

楽しい給与計算　社会保険料の変更　Dental　Medical　P5

労務トピックス

最低賃金の引き上げについて　Dental　Medical　P6

弊法人からの連絡事項

設備投資のご予定について
～10 月 16 日（金）18 時までにご回答ください～　Dental　Medical　P7

CREAS

2026年10月から変わる！ インボイス制度における「7・5・3割控除」の見直し 税務トピックス

インボイス制度では、原則として「適格請求書（インボイス）」の保存がなければ、消費税の仕入税額控除を受けることができません。 免税事業者等からの仕入れについては、急激な負担増を避けるため、一定期間に限り仕入税額控除を認める経過措置「7・5・3割控除（経過措置）」が設けられています。

2026年10月から何が変わる？

2026年9月30日までは、免税事業者等からの課税仕入れについて、消費税相当額の**80%控除**が認められています。 2026年10月1日以降は、この控除割合が**70%**へ引き下げられます。

控除割合のスケジュール

2026年10月1日からは70%控除、2028年10月1日からは50%控除、2030年10月1日からは30%控除となります。

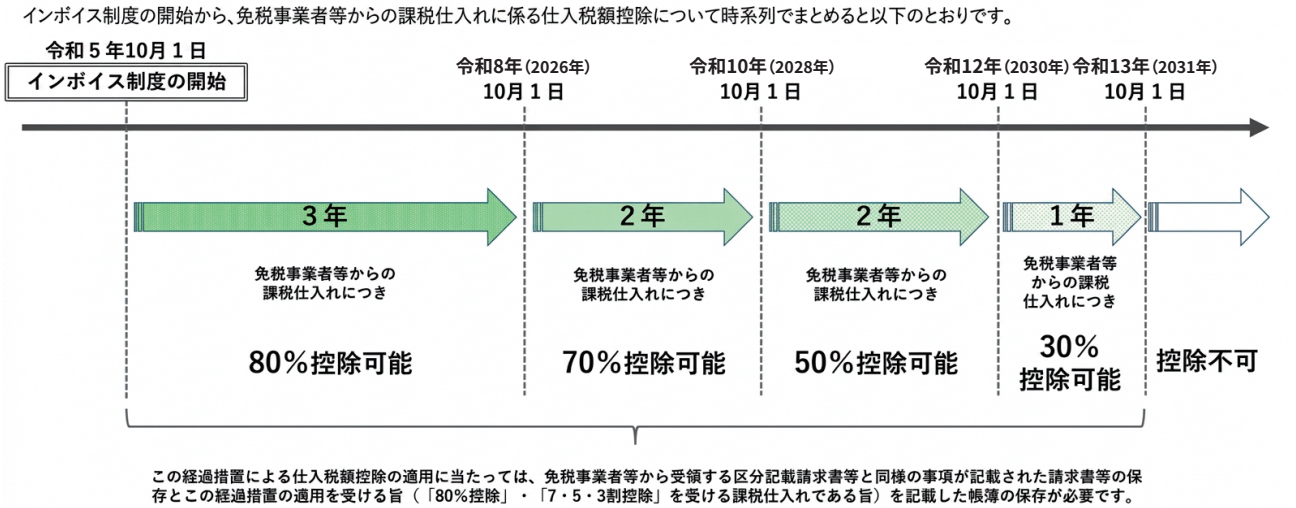

出典：国税庁リーフレット「インボイス経過措置等の見直し等」

いつの取引から70%控除が適用されるの？

控除割合は「支払日」ではなく「課税仕入れの時期」で判定します。

- **サービス提供：業務完了日で判定**
- **商品・備品購入：引き渡し日で判定**

適用要件と注意点

経過措置の適用には、請求書等の保存と帳簿への記載が必要です。帳簿には経過措置の対象取引であることが分かる内容を記載します。

また、2026年10月1日以後に開始する課税期間からは、1つの免税事業者等からの課税仕入れについて、年間（税込）1億円を超える部分は経過措置の対象外となります。

実務上の対応

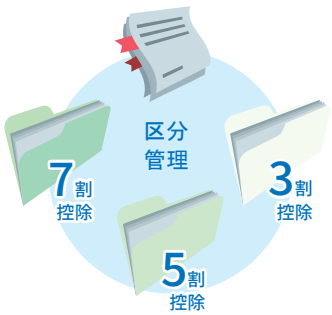

- 2026年10月をまたぐ取引について、課税仕入れの時期を確認する
- 「7・5・3割控除」の区分管理を行う
- 取引先のインボイス登録状況を定期的に確認する

まとめ

外注先や委託先のインボイス登録状況を把握し、適切に取引を管理することが重要です。

KSK2導入で高まる申告データの整合性 ～医療機関が押さえておきたいポイント～ 税務トピックス

国税庁では、基幹システムKSK（国税総合管理システム）の刷新を進めており、次世代システム「KSK2」の導入が2026年9月から始まりました。

KSK2の導入によって医療機関の日常業務や診療報酬請求に直接影響が生じるわけではありません。しかし、税務行政のデジタル化が進むことで、税務当局が金融機関へ預貯金のオンライン照会を行ったり、外国の税務当局と情報交換が容易になります。また、税務当局が保有する各種情報を横断的に分析しやすくなり、申告内容の整合性がこれまで以上に重視されると考えられます。

「税目ごとの説明」が通用しにくい時代へ

従来から税務調査では各税目（法人税、所得税、消費税、源泉所得税等）の関連性が確認されていましたが、今後は電子申告データや法定調書、インボイス情報などを活用した分析がさらに進むことが予想されます。このため、整合性が取れていない場合、調査対象となる可能性があります。

医療機関が特に注意したいポイント

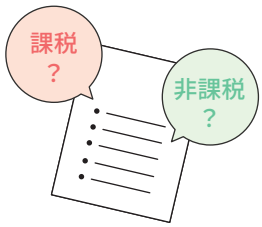

1. 自由診療収入の消費税区分

保険診療は非課税ですが、自由診療や美容医療、健診収入、物品販売などは基本的には課税売上となることが多いです。法人税上の売上計上額と消費税申告書の課税売上高との整合性は、今後さらに重要になると考えられます。

例えば、歯科では保険診療より自由診療の方が、原価率が高い傾向にあります。例年に比べ、原価率が大きく上がっているにも関わらず自由診療売上の伸び率が伴わない場合は、消費税の観点から整合性をチェックされる可能性が今後高くなります。

2. 外注費と給与の区分

非常勤医師への支払いや業務委託契約については、「外注費」なのか「給与」なのかがよく論点になります。給与に該当する場合には源泉所得税の徴収義務が生じるため、人件費の計上内容と源泉税の納付状況に矛盾がないか確認が必要です。

また、外注費に該当する場合には、非常勤医師はご自身で確定申告をする必要があります。それぞれの申告データと発行した法定調書との整合性をチェックされる可能性が今後高くなります。

3. 親族・関係者との取引

理事長や役員、親族への支払いは、従来から税務調査で重点的に確認される項目です。同業種間での比較が容易になるため、標準値から外れた取引は検知されやすくなります。取引内容や金額の根拠を明確にし、会計処理や申告内容との整合性を確保しておくことが重要です。

今後について

KSK2の導入は、新たな税負担を生じさせるものではありませんので過度に恐れる必要はありません。しかし、税務当局が保有する情報の連携・分析は着実に進んでいます。取引先の申告データを分析するといった反面調査も、今より広範囲かつ容易にできるようになると考えられます。

KSK2時代において重要なのは、「申告内容が正しいこと」に加え、「税目をまたいでも説明できること」です。今後は、税務データ全体の整合性を意識した管理体制が、これまで以上に求められるでしょう。

贈与と譲渡について ～10月16日（金）18時までにご回答ください～

弊法人からの連絡事項

令和8年の確定申告の情報としまして、贈与と譲渡のご状況についてのご回答をお願いいたします。右ページの設備投資と同様、フォームス（QRコードよりアクセスください）にご入力いただくか、同封の用紙にてFAX又はご郵送ください。

令和8年12月31日までの予定を含めてご記入ください。

https://forms.cloud.microsoft/r/4CLDwvrpTg

※フォームス（WEBアンケート）からもご回答可能です。上記リンクまたは右のQRコードを読み取りご回答ください。

2026年（令和8年）の贈与と譲渡について

10月16日（金）18時までに回答をお願いします。

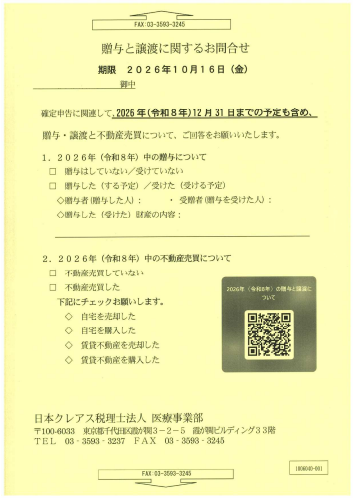
FAX:03-3593-3245

贈与と譲渡に関するお問合せ

期限　２０２６年１０月１６日（金）

提中

確定申告に関連して、2026年（令和８年）12月31日までの予定も含め、

贈与・譲渡と不動産売買について、ご回答をお願いいたします。

１．２０２６年（令和８年）中の贈与について

□　贈与はしていない／受けていない

□　贈与した（する予定）／受けた（受ける予定）

◇贈与者（贈与した人）：　　・受贈者（贈与を受けた人）：

◇贈与した（受けた）財産の内容：

２．２０２６年（令和８年）中の不動産売買について

□　不動産売買していない

□　不動産売買した

下記にチェックお願いします。

◇　自宅を売却した

◇　自宅を購入した

◇　賃貸不動産を売却した

◇　賃貸不動産を購入した

2026年（令和8年）の贈与と譲渡について

日本クレアス税理士法人 医療事業部

〒100-6033　東京都千代田区霞が関3－2－5　霞が関ビルディング33階

TEL　03-3593-3237　FAX　03-3593-3245

FAX 03-3593-3245

18080-00-001

贈与

贈与とは、財産を無償で譲ることをいいます。

個人*1から贈与を**受けた方（受贈者）**は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに**贈与税**の申告と納税をしなければなりません。贈与税の課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税*2」の2つがあり、受贈者は、贈与者（贈与をした方）ごとにそれぞれの課税方法を選択することができます。

*1 会社など法人から財産をもらったときは、所得税の課税対象となります。

*2 「相続時精算課税」は、親子間などの贈与で一定の要件に当てはまる場合に選択できる制度です。

※贈与により土地や建物を取得したときには、地方税である**不動産取得税**がかかります。

◆贈与税の注意点◆

・２人以上から贈与を受けた場合で、合計額が110万円を超えたら贈与税の課税対象となる

・「契約者と被保険者と保険金受取人が別々」の契約形態の保険金は贈与税の対象となる

贈与税の申告漏れは、数年後の不動産購入や相続発生による調査等や、保険会社の法定調書から判明します。贈与税の申告漏れが発覚すると無申告加算税が課される可能性がありますので、上記が発生した場合は、必ず弊法人の担当者までご連絡ください。

譲渡

譲渡とは、有償か無償かを問わず権利や財産などを他人に譲り渡す行為を指します。無償か有償かを問いませんが、譲渡の内容によっては課税対象とされることもあるため、注意が必要です。

例えば建物や土地などの取引において、不動産売却（自宅、診療所、投資用不動産等）により得た利益に対しては、譲渡所得の確定申告が必要となります。不動産売却による譲渡所得は「申告分離課税」に分類され、給与所得や事業所得等とは分けた税額計算となります。ただし、不動産売却の際に支払った諸経費が売却による収入金額を上回ったケース等、譲渡所得の申告が不要となることもあります。

所有している全ての不動産（自宅・診療所・投資用不動産等）について、売却される場合等ありましたら、弊法人の担当者までお知らせください。

2026年分確定申告資料の送付先変更についてのご案内
-個人歯科医院･クリニックの院長先生の配偶者･ご親族および医療法人関係者様-

2026年分の確定申告業務より、これまで以上に迅速かつ円滑な対応を実現するため、対象のお客様の確定申告資料の受付・確認業務を千葉本部へ集約いたします。

本案内は、以下の方を対象としております。

①個人歯科医院･クリニックの院長先生の配偶者･ご親族
②医療法人の理事長
③医療法人の理事長の配偶者･ご親族

個人歯科医院･クリニックの院長先生は対象外です！

お手数をおかけいたしますが、より質の高いサービス提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

確定申告の資料の送付先が下記のとおり変更となります。

変更なし 送付先に変更はございません。

個人歯科医院･クリニックの院長先生

日本クレアス税理士法人
東京本社 医療事業部
〒100-6033
東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビルディング33階
TEL:03-3593-3237
FAX:03-3593-3245

変更あり 送付先に変更がございます。

個人歯科医院･クリニックの院長先生の配偶者･ご親族

日本クレアス税理士法人
千葉本部 確定申告対応部門
〒273-0005
千葉県船橋市本町7丁目10番2号
ユニマットガーデンスクエア8階
TEL:047-774-6006
FAX:047-774-6007

医療法人の理事長
配偶者･ご親族

※11月以降、千葉本部より確定申告に関するご案内をお送りする予定です。
※実際に申告書を作成する担当者より、ご連絡を差し上げることがございます。

まとめ

個人歯科医院・クリニックの院長先生と配偶者・ご親族につきましては**それぞれ送付先が異なりますので、**対象区分をご確認のうえ、指定の送付先へお送りください。ご不明な点等ございましたら、弊法人担当者までお問い合わせください。お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

詳細な必要資料につきましては、次月号にて改めてご案内いたします。

楽しい給与計算　社会保険料の変更

社会保険の算定基礎届の提出により、10月の給与計算から社会保険料が変更になります。
これに伴う楽しい給与計算ソフトの変更方法について、ご案内いたします。
加入されている健康保険組合によって、操作が異なります。

①日本年金機構(協会けんぽ)及び厚生年金に加入している場合

その他のメニューから設定の変更を行いますと、給与計算で自動計算されます。

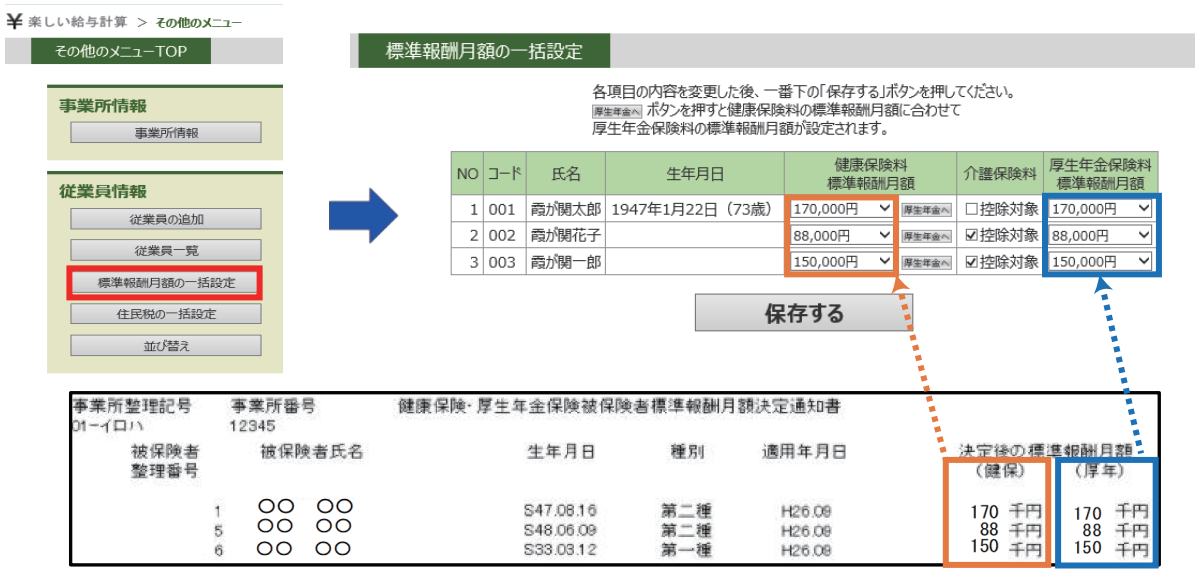

※日本年金機構から届いている『標準報酬決定通知書』の標準報酬の保険料へ変更
※子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、一部の項目名称や表記が変更となっている場合がございます。

②東京都歯科健康保険組合(歯科健保)に加入している場合

お手元に届いている基礎算定届による『標準報酬決定通知書』の保険料を給与入力画面で直接入力します。

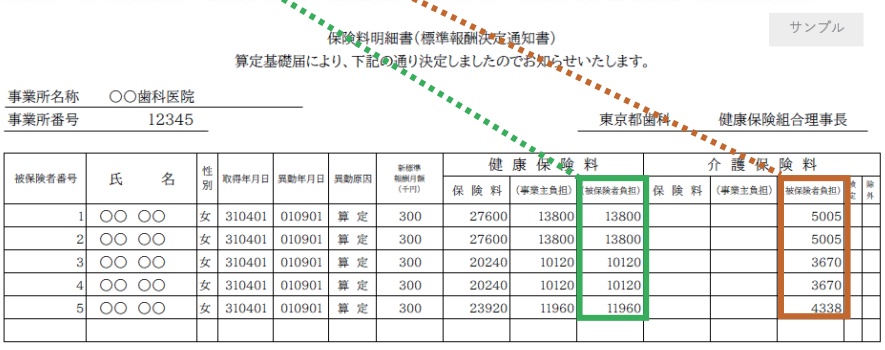

厚生年金は①を参照してください

※東京都歯科健保組合から届いている『標準報酬決定通知書』の数字に変更

※子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、一部の項目名称や表記が変更となっている場合がございます。

③医師国保・歯科医師国保に加入している場合

健康保険料は変更不要となります。
厚生年金保険料は変更が必要となりますので、上記①を参照いただき変更をお願いいたします。

最低賃金引き上げについて

今年も最低賃金が引き上げとなりました。全国平均は55円増の1,176円となります。

最低賃金制度とは：最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。
厚生労働省より地域別最低賃金の答申について発表されました。
発効年月日は多くは10月1日ですが、自治体によって異なりますのでご注意ください。

(参考)各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、能本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56円

■改定される最低賃金額

東京都	1,226円	→	1,280円
神奈川県	1,225円	→	1,279円
千葉県	1,140円	→	1,195円
埼玉県	1,141円	→	1,196円

こちらのQRコードから全国の最低賃金が確認できます。

最低賃金の確認方法

最低賃金は時給で表示されますので、基本的にすべて時給に換算して確認します。

時給	時間給≧最低賃金額(時間額)
日給	日給÷1日の所定労働時間≧最低賃金額(時間額)
月給	月給÷1箇月平均所定労働時間≧最低賃金額(時間額)

出典:厚生労働省ホームページ

例）右図の情報から月給制を時給に直して確認します。
支給された賃金から対象外となる通勤手当、時間外手当を除外します。(この他、除外される手当には慶弔手当など臨時的なもの、固定残業代、休日手当や精皆勤手当、賞与などがあります。)

277,000−(12,000＋35,000)=230,000
230,000÷(8時間×250日÷12か月)=1,380＞1,280

計算された時給は1,380円ですので**最低賃金額以上**と確認できました。

【月給制の場合の換算方法】

基本給	200,000円
職務手当	30,000円
通勤手当	12,000円
時間外手当	35,000円
合計	277,000円
労働時間/日	8時間
年間労働日数	250日
東京都の最低賃金	1,280円

改定された最低賃金の適用基準日

改定された最低賃金は、労働日（勤務日）を基準に適用されます。

例）15日締め当月25日払いの医院・クリニック　発効年月日：2026年10月1日
9月16日～9月30日･･･今までの賃金　10月1日～10月15日･･･改定後の最低賃金が適用
『楽しい給与計算』にそれぞれの単価を設定可能です。

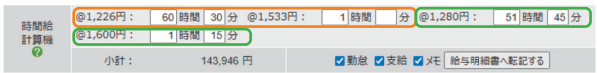

■計算機

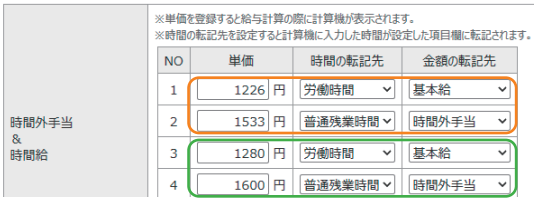

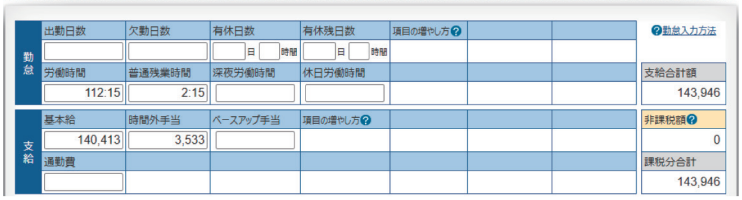

計算の煩雑さを避けるため、改定前の給与計算期間については、最初から最後まで労働者に有利な新しい最低賃金で支給しても問題ありません。

※中小企業等では、最低賃金引上げのための支援（業務改善助成金、キャリアアップ助成金など）が活用できます。詳細は弊法人の担当者までお問い合わせください。

設備投資のご予定について ～10月16日（金）18時までにご回答ください～ 弊法人からの連絡事項

2027年・2028年の消費税等の申告に関して、簡易課税等の判定を行う必要がございます。高額な設備投資をする場合、課税方式を変更したほうが有利になるケースもありますので、皆様の設備投資のご予定をお知らせください。

つきましては右記の「設備投資に関するお問合せ」を同封しましたので、ご記入の上FAXにてご回答ください。

納税額への影響が大きくなることも考えられますので、10月16日（金）18時までに回答をお願いします。

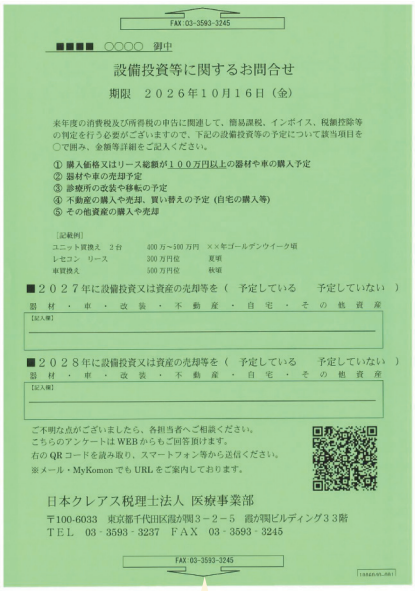

FAX 03-3593-3245

■■■■ ○○○○ 御中

設備投資等に関するお問合せ

期限 ２０２６年１０月１６日（金）

来年度の消費税及び所得税の申告に関連して、簡易課税、インボイス、税額控除等の判定を行う必要がございますので、下記の設備投資等の予定について該当項目を○で囲み、金額等詳細をご記入ください。

① 購入価格又はリース総額が１００万円以上の器材や車の購入予定
② 器材や車の売却予定
③ 診療所の改装や移転の予定
④ 不動産の購入や売却、買い替えの予定（自宅の購入等）
⑤ その他資産の購入や売却

［記載例］
ユニット買換え 2台 400万～500万円 ××年ゴールデンウイーク頃
レセコン リース 300万円程 夏頃
車買換え 300万円程 秋頃

■２０２７年に設備投資又は資産の売却等を（ 予定している 予定していない ）
器材・車・改装・不動産・自宅・その他資産
［記入欄］

■２０２８年に設備投資又は資産の売却等を（ 予定している 予定していない ）
器材・車・改装・不動産・自宅・その他資産
［記入欄］

ご不明な点がございましたら、各担当者へご相談ください。
こちらのアンケートはWEBからもご回答頂けます。
右のQRコードを読み取り、スマートフォン等から送信ください。
※メール・MyKomonでもURLをご案内しております。

日本クレアス税理士法人 医療事業部
〒100-6033 東京都千代田区霞が関3－2－5 霞が関ビルディング33階
TEL 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

FAX 03-3593-3245

webアンケートからのご回答も可能です。以下のQRコードを読み取りスマートフォン等から送信ください。

注意点

保険診療などの非課税売上があり、原則課税では仕入れに係る消費税の控除額の計算が複雑になるため、医業は一般的に簡易課税方式を選択したほうが税額計算や書類保存義務の点等で有利です。しかし、高額な設備投資をする場合には原則課税方式を選択したほうが税額計算の面で有利になることもあります。

簡易課税方式から原則課税方式へ変更するには、設備投資を行う前年までに届出を提出する必要があります。そのため、2027年・2028年の設備投資についてご予定をお知らせください。

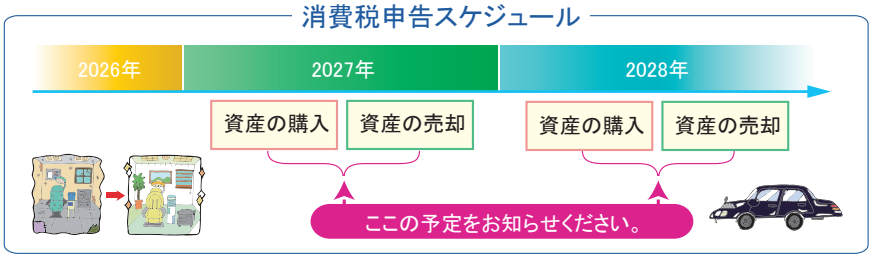

歯科医院・クリニックの改装や移転・資産の購入

医院・クリニックの改装や移転、及びユニットや自動車等の資産の購入につきましては、何百万円～何千万円単位で支払いが発生し消費税の判定に影響します。今まで使っていたものを下取りに出すことも消費税の判定に影響します。

自宅、その他不動産の購入・買替

自宅の一部を事務所経費として計上している場合、事務所部分は消費税に影響しますので忘れずにご回答ください。

設備投資についてご不明点がございましたら、担当までお問合わせください。

日本クレアス税理士法人　医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3593-3237

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 407 号　発行日：2026 年 10 月 5 日　発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
URL：https://creas-med.com　お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

WEB 版 CLIENT 閲覧パスワード creas

@j_creas

日本クレアス税理士法人 医療事業部 東京本社
〒100-6033 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビルディング 33 階
電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

その他拠点：東京中野本部、横浜本部、埼玉川口本部、千葉本部、高崎本部、富山本部、高岡本部、大阪本部、北大阪本部、神戸三宮本部、福山本部、宮崎本部

グループ企業：日本クレアス税理士法人｜日本クレアス社会保険労務士法人｜日本クレアス弁護士法人｜日本クレアス行政書士法人
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング｜株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A
株式会社日本クレアス財産サポート｜株式会社日本クレアス BPO サポート